

# 農政改革の検討状況について

平成 2 1 年 6 月

農林水産省

「農政改革の検討方向」の検討項目	農林水産省の検討状況
<p>I 基本的考え方</p> <p>1, 2 略</p> <p>3 国民的議論の喚起</p> <p>4 国民に信頼される農政の推進 政策決定の透明性の向上と説明責任の着実な実行</p> <p>施策・体制・予算の統合と簡素化、用語の簡素化、 施策の重点化</p>	<p>政策の企画・立案段階から、ホームページを通じた情報提供や意見募集などを実施するとともに、全国各地で説明会や意見交換会などを開催し、消費者、生産者、流通加工業者、生産者団体、地方自治体など幅広い層の方々に直接説明し、意見交換を積極的に行うなど国民的議論の喚起に取り組む。</p> <p>その際、客観的なデータに基づいたシミュレーションの公表を行うなど、政策の企画・立案に至った背景を明示的に示し、透明性・客観性をもった議論を行う。</p> <p>農林水産省の政策決定プロセスの改善策について、8月のとりまとめに向けて検討を進める。</p> <p>6月1日の第5回農林水産省改革推進本部では、「政策決定プロセスの改善策について」（素案）が了承された。農林水産省の政策決定プロセスを広く国民各層が参画できる透明性の高いものとするべく、特に「国民の声の把握」及び「科学的・客観的な分析」が必要であるとの観点から、上記の素案を踏まえ、職員の様々な観点からの意見を聴取するとともに、政策評価会やパブリックコメントも活用しつつ第三者から指摘を受けることとしている。</p> <p>国民視点に立った行政を円滑に遂行するため、農林水産省の機構改革として、</p> <p>① 「食の安全」の視点を最優先とする組織の実現</p>

<p>5 政策目標のあり方</p>	<p>② 利益相反部門の分離  ③ 農林水産省改革の実効を期し、その永続を担保する体制の構築  ④ 国民のニーズの変化に即応した体制の構築</p> <p>に向け、本省組織の再編成を進める。  また、地方農政事務所の原則廃止と地方農政局、本省総合食料局のあり方の抜本的見直しを進める。</p> <p>農林水産関係予算については、国民にとって、より分かりやすく、使いやすいものとするため、22年度予算概算要求に向けて、目的・手段が類似・重複する事業の廃止、統合及びメニュー方式化の検討を進めるとともに、事後評価を十分に行い、予算の重点化に活用するなど、PDCAサイクルを着実に実施する。</p> <p>国民の視点に立ち、補助事業の申請手続きの簡素化等を実施する。</p> <p>国民から共感され、信頼される農政を推進するため、透明性のある分かりやすい政策を展開することが不可欠である。このため、あらゆる政策について、誰でも分かりやすく政策目的を適切に具体化した、実現可能性のあるアウトカム目標を設定、明示する。この政策目標は政策評価などのPDCAサイクルの中で絶えず、検証、分析し、予算、制度、機構の見直しに反映するとともに、政策目標自体も状況に応じたものに見直す。</p>
<p>II 検討項目と検討方向</p> <p>1 食品の安全性の向上  (1) 生産から消費における安全性向上と科学に基づくリスク管理  農場から食卓にわたり食品の安全性の向上を図るための、リスク管理の着実な実施と、科学的知見と規制措置との間の橋渡しに使われる科学や研究（レギュラトリーサイエンス）の充実・強化</p>	<p>1 食品の安全性向上に向けたレギュラトリーサイエンスの充実・強化等食品の安全性の向上のための取組については、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、農場から食卓にわたるリスク管理を着実に実施することが必須である。そのために必要な科学的知見の収集、汚染実態等の調査、安全性向上対策の策定、普及等の取組を強化することが必要である。食品については、世界的にも民間でなく行政がデータの作成をはじ</p>

めとして安全確保のための取組を講じている。

また、これらの食品の安全に加え、生産資材や動植物防疫等幅広い分野において、科学的知見を規制等の措置につなげるための調査研究や、行政による科学的解析とそれに基づく施策の企画・立案（レギュラトリーサイエンス：科学的知見と規制措置との間の橋渡しに使われる科学や研究）、行政と研究部門の連携の強化等を図ることが必要である。

このため、食品の安全性向上に向けて、以下の政策を総合的に推進する。

（資料２－２ １～３頁参照）

#### （１）リスク管理の推進

「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に基づき、

- ① 危害要因の健康への悪影響に関する知見や汚染実態調査の結果等の科学的データの収集・分析
  - ② リスク管理を的確に進めるために必要な調査・研究の企画・実施
  - ③ 生産現場の実態に係る情報の収集・解析の強化等を通じた、多様な産地・品目等を考慮した実行可能な指針等の策定
  - ④ 指針に基づくリスク管理措置の実施
- 等の取組を着実に実施する。

#### （２）レギュラトリーサイエンスの枠組みの充実・強化に向けた体制の整備等

レギュラトリーサイエンスの枠組みの充実・強化に向けた体制の整備を図るため、

- ① 行政の取組強化  
行政、研究機関、有識者等による共通の場での情報共有・意見交換等
- ② 試験研究部門の取組強化  
研究基本計画上における明確化や推進体制の整備等
- ③ 都道府県における安全性向上対策の強化  
生産現場等における実行可能性・コスト等の検証・評価の実施等を実施する。

(2) 農産物・食品の安全性向上  
農業生産工程管理（GAP）、HACCPの本格的導入や抜本的な拡大

(3) 消費者への食品情報提供の充実による信頼性の向上

① 生産者、食品製造業者、行政関係者など関係者

さらに、科学的検討に基づくリスク管理措置を策定できる人材の養成等を図るほか、行政と研究部門が共同で計画を策定し、研究開発と調査分析を一体的に推進する。

2 緊急時における迅速かつ適切な判断を可能とする仕組みの整備

食品事故などの問題が発生した際に、行政において迅速かつ適切に科学に基づく判断ができるよう、問題の検証や対処方法の策定等を緊急的かつ的確に実施する体制を整備する。

食品の安全性向上をはじめ、消費者や実需者等の多様なニーズに応え、以下のとおり、信頼の向上につながるGAPの普及を推進する。

- ① 食品安全、労働安全、環境保全の取組に係る標準的なGAPの策定  
〔標準的なGAPは、順次策定される食品の安全性向上のためのリスク低減の指針等を反映する。〕
- ② 普及組織なども活用した、よりきめ細かな工程管理を導入する産地への支援の充実

昨年5月の国会審議における指摘を踏まえて、HACCP法に基づく基本方針の改正（施設の整備の基準の弾力化等）の手続きを進めている。今後もHACCPの普及拡大のために、HACCP法に基づく長期低利融資、人材育成のための研修等の支援を推進する。

HACCP手法の導入が困難な中小零細の食品製造事業者等が食品の安全性の向上と品質管理の徹底に取り組めるよう、それぞれの食品の特性に応じ、国と業界団体が協力して業種別の合理的・科学的な衛生管理手順のマニュアルを作成し、それに基づく一般的衛生管理、品質管理の徹底を図るための施策を重点的に推進する。

内閣府食品安全委員会、厚生労働省、環境省、農林水産省で設置してい

間での情報の共有

② 消費者への食品情報提供を充実する仕組みの構築

ア 販売方式の多様化に対応し、多様な手段により情報へアクセスできる仕組み

イ 食品の品質管理や消費者への情報提供などに意欲的に取り組む食品事業者が適正に評価される仕組み

る「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」などを通じて、食品の安全の確保に関する情報の共有化を進めるとともに、国民に対する分かりやすい情報提供に努める。

食品情報開示の仕組みの構築

食品情報の開示のあり方について検討する有識者会議を6月26日から開催し、秋頃を目途に、①インターネット等による加工食品の原料原産地などの情報の開示のあり方や、②通販やネット販売などにおいて開示すべき基本的な商品情報等について、方向性をとりまとめる。

この結果を受けて、農林水産省で指針を策定し、指針に沿った情報開示の取組を普及する仕組みを構築する。

(資料2-2 4頁参照)

食への信頼向上活動評価システムの確立

食品の品質管理や消費者への情報提供など食への信頼向上活動に意欲的に取り組む食品事業者が民間の主体により適正に評価される仕組みを構築する。

具体的には、

① 食品事業者による食への信頼向上活動について、関係者が情報共有を行う枠組みを構築する。(今後、食品事業者や消費者等の参画により持続的に改善。)

② 平成21年度から、この枠組みを活用し、食品事業者や関連事業者が具体的な基準等を作成して、評価・奨励を行うことを促進する。

〈枠組みを活用した食への信頼向上活動に関する評価・奨励の取組例〉

ア 自己評価手法の確立

イ 事業者間の評価の標準化

ウ 消費者評価の仕組みの運用

エ 第三者評価結果の活用方策の検討

(資料2-2 5頁参照)

<p>2 担い手の育成・確保 (1) 略</p>	
<p>(2) 新しい担い手の参入を促す仕組み</p> <p>① 農業経営体やそれを支える人材がそれぞれの特性に応じて育成・確保される仕組みの構築</p> <p>② 農業に参入したい者が雇用の形で就農できる方策の検討</p>	<p>「平成の農地改革」を踏まえ、農地の「利用」による農外からの参入促進、農業生産法人制度の要件緩和による外部資本等との連携強化等の新たな枠組みが現場で有効に活用されるよう、経済界等も含め、制度の周知・助言などを行う。</p> <p>新規就農者の確保については、①就農準備校や道府県農業者大学校での研修教育などを通じた技術習得の支援、就農後のスキルアップ等に関する支援、②新規に経営を開始する者の農地確保や機械の購入等に係る負担を軽減する措置、③法人に雇用される形での就農を促進するための「農の雇用事業」の充実等の検討を進める。</p>
<p>(3) 担い手を育てる仕組み</p> <p>① 小規模農家からでも経営体になることができる育成プロセス</p> <p>② 「平成の農地改革」推進の現場の体制整備や政策支援</p> <p>③ 農業経営体が必要な資本、運転資金等を幅広いチャンネルで調達できる方策の検討</p>	<p>参入した担い手を「育て支える」機能を充実させる観点から、担い手の意向・特性に応じた支援手法の整備を進める。小規模農家等から、認定農業者になり、経営発展に成功した優良事例を発掘して、経営発展したコツ等を農林水産省ホームページ等で幅広く周知する。</p> <p>平成の農地改革を契機に農地の面的集積を推進するための「農地集積加速化事業」など各種支援策をフルに活用したり、現場での面的集積に係る体制づくりを行うことなどにより、担い手の育成・確保や農地の面的集積に全力を挙げて取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(資料2-2 6～7頁参照)</p> <p>農協系統や政策金融機関が主体である農業金融について、農業経営体が必要な資本、運転資金、設備資金等をより円滑に幅広いチャンネルで調達できるような方策の検討を進める。</p>

(4) 担い手を支える仕組み

水田・畑作経営所得安定対策、果樹・野菜・畜産など品目別の経営安定対策のほか、金融、災害対策などの仕組みが現在用意されているが、今後、制度運用の実態や現場の意見などを幅広い観点から検証した上で、必要な措置の検討を進める。

中山間地域等において、農地等の地域資源の維持など地域農業の守り手的な役割を担う法人の位置付けや支援のあり方の検討を進める。

3 農地問題

(1) 「平成の農地改革」の意義と政策効果

今回の「平成の農地改革」法（6月17日成立）により、

- ① 一定の要件のもと、貸借規制を見直し、多様な担い手の参入を促進する
- ② これまで、自ら耕作していなければ認められなかった相続税納税猶予について、担い手に貸し付けられた農地についても適用することや、公的機関が農地を一手に引き受け、担い手に再配分する仕組みを創設することで、担い手への農地集積を加速化する
- ③ これまで耕作放棄地があっても、農地の利用権設定が積極的に行われなかった反省に立ち、農業委員会による農地監視を強化するとともに、持ち主が不明な耕作放棄地については、一定の手続きを経て、所有者の同意が無くても担い手に集積される
- ④ 現行では転用許可が不要である病院、学校等の公共施設の設置を新たに許可対象とし、違反転用を行った法人に対する罰則を強化するなど、農地転用規制の厳格化を図るとともに、国及び都道府県が、それぞれ確保すべき農用地面積の目標を定めることを法律上明確にすること等により、優良農地の総量確保を図る

など、農地の確保や有効利用、農地の集積による利用促進や多様な担い手の参入を図るための幅広い制度改正が実現した。

(2) 農地改革を現場で強力に推進するための方策

地域の実施体制づくりや取組の支援、耕作放棄地解消に向けた取組の具体化を検討

農地の資産的保有傾向をどのように打破し得るか、実効ある対策を検討

平成の農地改革の内容や支援策について、生産現場等に浸透させるためには、

- ① 全国、都道府県、市町村段階で関係機関が緊密に連携しつつ、推進体制を構築する
- ② 農業者や農地制度に関わる行政はもとより、食品・建設業者、NPOをはじめ、都会のサラリーマンを含めた国民全体に十分に理解してもらえよう、徹底的な取組を行う

ことが不可欠である。このことは、資産保有的な所有意識が強い中で、特に重要である。

なお、平成の農地改革の実施に当たり、農業委員会が適切に事務を行うことが必須であることから、農業委員会に対しては、その判断基準の透明化や全国的な公平性確保の観点から、審議において具体的な根拠等を明示させること、審議経過のすべてを議事録として公表させることなどの取組を進める。

(資料2-2 9頁参照)

耕作放棄地38.6万ha(平成17年農林業センサス)については、その解消に当たっての課題(引き受け手、土地条件、導入作物)に対応するため、平成の農地改革による農地制度の見直しを行い、また、所有者と利用者との調整などの再生・利用の取組に対する支援を実施するとともに、水田フル活用や面的集積に向けた施策等を必要に応じて活用することで、その有効利用を目指す。

- ① 特に、平成20年度に実施した耕作放棄地に関する現地調査の結果、雑草・灌木等の繁茂により現状では耕作できないが一定の手当を行うことで耕作が可能になると見込まれる約15万haについては、森林化・原野化が進み農地として再生することが不可能となることを防止し、その有効利用を図るため、平成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心に概ね10万haの再生・利用を目指す。(農用地区域外は、市民農園等としての利用を促進する。)
- ② また、現状で耕作可能な状態の耕作放棄地(農家に耕作の意思がない

	<p>農地。約19万haと推計)については、所有者への働きかけや引き受け手との間の調整を推進し、また、水田フル活用や面的集積の促進その他の関連施策を必要に応じて活用し、その有効利用を促進する。</p> <p>③ なお、森林化・原野化が進み農地への復旧が困難となっている土地については、必要に応じ、周辺農地への悪影響(鳥獣被害の拡大等)の防止や立地条件に応じた利用(森林、各種施設用地、バイオマス等)を図る。</p> <p>再生・利用の取組の実施主体である耕作放棄地対策協議会については、全都道府県で設置済みの都道府県協議会と連携し、市町村段階の地域協議会設置を促進する。(地域協議会は、5月時点では305市町村で設置済み、570市町村で準備中)</p> <p style="text-align: right;">(資料2-2 10頁参照)</p> <p>農林水産省としては、更なる農地確保の取組を進めるとともに、農村地域の秩序ある土地利用を図る観点から、今後、新たな土地利用計画制度について、都市計画制度の見直しを検討している国土交通省と連携して検討を進める。当面、平成21年度においては、国土交通省と今後の作業日程につき調整の上、具体的な検討方法を確立する方針である。</p>
<p>4 農業生産・流通に関する施策のあり方</p> <p>(1) 需要を基本とした対策の構築 生産・流通施策について需要を起点としたものになっているか点検・見直し</p> <p>(2) 作物別の特性に応じた施策の構築 土地利用型農業・穀物生産に関する施策を、国民的議論を経て必要な見直し</p> <p>(3) 米の生産調整の問題</p>	<p>農業生産・流通に関して措置されている現行の補助金等が、需要に応じて売れるものを作る取組に支出される仕組みとなっているか点検する。</p> <p>現在の水田農業の構造改革が遅れていること、生産調整の実施者に不公平感があることを踏まえ、自給力の向上のための米政策・水田農業のあり方について検討を進める。世界的な食料需給のひっ迫の可能性も踏まえ、大豆・麦・米粉用米・飼料用米などの定着・拡大が進むような思い切った生産振興策を検討し、早期に実施に移す。</p> <p>アンケート調査や2次シミュレーションを踏まえ、21年度からの水</p>

	<p>田フル活用・全面活用の実施状況も検証しながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産調整実施者の不公平感が解消されること</li> <li>② 担い手経営の安定・発展や農業経営者の創意工夫につながること</li> <li>③ 大幅な過剰在庫の発生を回避すること</li> </ul> <p>を基本に、生産調整のあり方について検討を進める。</p>
<p>5 農業所得の増大</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>産業として再生を図る努力が結実する農業所得（農業純生産）の増大を実現する方向で検討</p> <p>加工・業務用需要対応、輸出拡大、付加価値増大、生産・流通コスト低減、農協の経済事業など個別に取り組んできた課題を総合化し、戦略的に対応</p>	<p>農業所得増大に向けた戦略的取組の基本的考え方</p> <p>農業所得を増大させるためには、ニーズに対応した高品質化や高付加価値化に努めつつ、生産性の向上を図ることにより、消費者・実需者に選択される農産物の生産・販売力を強化していくことが必要である。これは、経営感覚に優れた担い手の育成、規模拡大によるコスト低減、産地の育成など、供給面にかかる施策全般を戦略的に展開することで初めて達成される。</p> <p>農業・食料関連産業が生み出す付加価値のうち、農業等の帰属割合は低下傾向にある一方、食品製造業、流通業等の割合は増加し、現在は9割近くに達している。このような状況で所得の向上を図るには、農業者自らが、農業生産に加えて、流通・加工・外食などに直接取り組むことが不可欠である。</p> <p>このためには、直売所の設置や契約取引等の多様な販売チャネルの開拓、ロットやアイテム数の確保等による価格交渉力の強化、一次加工やレストラン等も含めた新商品開発など、農産物を商品として販売する力（販売企画力）の強化が必要である。これに効果的に取り組むため、生産・出荷の単位である産地に着目し、その販売戦略の立案・実行に対し、制度の整備や専門家によるサポートも含めた支援の強化を図る。</p> <p>また、このような販売戦略の下、需要の変化や地域の実情に応じて、総合的に販売価格（P）の向上、販売量（Q）の拡大、コスト（C）の縮減に取り組む必要がある。各要素に係る取組の主な選択肢としては以下の事項が考えられ、これらへの支援を重層的に行うことにより、農業所得の向上を図る。</p>

(2) 品目ごとの戦略的対応方針  
生産、価格、コストの論点

(3) 横断的事項への対応

① 販売価格 <P>

- ア 加工・流通等の取組による付加価値創出
- イ 高品質な農産物の生産とブランド化の推進 等

② 販売量 <Q>

- ア 輸入品のシェアが増大している加工・業務用需要に対応した生産・流通体制の整備
- イ 輸出の拡大 等

③ コスト <C>

- ア 作業規模の拡大によるスケールメリットの発現
  - イ 新技術の導入等による生産プロセスの改善 等
- (それぞれの品目ごとに、取組むべき課題は異なる)

(資料2-2 11頁参照)

品目ごとの、販売価格(P)の向上、販売量(Q)の拡大、コスト(C)の縮減の取組については、資料2-2のとおり。

(資料2-2 12~18頁参照)

① 流通、加工体制のあり方

卸売市場の再編・連携を加速化するため、近年の農畜産物の流通の変化に対応し、全国的な卸売市場の再編成等の方向について検討を進める。

また、流通コスト削減のための技術の導入・普及については、新技術開発等に加え、生産者から消費者に至るフードチェーン全体での効率的なシステム構築への支援の検討を進める。

② 農協の経済事業のあり方

農協について、これまでの経済事業改革だけでなく、

- ア 多様な経営体に対して、どのように総合的・補完的な事業・サービスを提供していくのか
- イ 担い手の不足する地域で農業を維持するための農協の役割はどのようなものか

ウ 流通が多様化する中で、どのように農畜産物の販売力強化を行うのか

など、今後の農協事業のあるべき姿について検討するため、「農協の新事業像の構築に関する研究会」を立ち上げたところであり（5月下旬）、検討結果を9月を目途にとりまとめる。

（資料2-2 19頁参照）

### ③ 輸出拡大方策

農林水産物・食品の輸出については、近年、拡大傾向で推移（輸出額は平成16年→平成19年で約1.5倍）してきたが、昨年（平成20年）は年初来の水産物の輸出の減少に加え、秋以降は世界的な景気後退や円高等の影響により、輸出をめぐる環境は相当厳しく、輸出の本格的な拡大には世界経済の回復が必要な状況となった。

輸出の本格的な拡大には世界経済の回復が必要であるが、農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とすることを目指し、輸出をめぐる現状を踏まえた輸出促進施策の適切な見直しを図りつつ、着実に施策を推進する。なお、具体的な見直しについては、本年6月末に開催される農林水産物等輸出促進全国協議会総会において了承を得るべく作業を進めている。

見直しに当たっては、

ア 輸出環境の整備

イ 品目別の戦略的な輸出促進

ウ 意欲ある農林漁業者等に対する支援

エ 日本食・日本食材等の海外への情報発信

の4点を柱として推進すること、日本食文化の重要な構成要素である日本酒等も一体として輸出促進を行うこと等の具体的な検討を進めている。

（資料2-2 20～21頁参照）

### ④ 経営資源の最適配分

来年3月に策定予定の「農業経営の展望」において経営資源を最適化

	<p>する経営像を提示する。また、各地域で経営資源の最適配分による所得増大に取り組む者をモデル的に支援することの検討を進める。</p>
<p>6 食料自給力問題  (1) 食料安定供給のための政策目標の策定</p> <p>(2) 食料安定供給に向けた政策的論点  国内生産力を適切に表すための指標、輸入の安定化、備蓄を含めた食料供給安定化の手法、生産や投資促進のあり方の検討</p>	<p>食料自給率目標については、生産・消費両面の関係者の取組の指針であると基本法上位置づけられている。また、食料自給率の国民への認知度についてみると、内閣府が昨年9月に実施した世論調査によると、食料自給率が低いと思う人が約8割を占めるなど、国民への認知度は高い。</p> <p>他方、食料自給率については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生産、消費の双方の動向で数値が変動すること</li> <li>② カロリーベースでの表示を基本としていることから、畜産や野菜の貢献度が低く報告されること</li> <li>③ 農業生産の構成要素である農地・人・技術との関係が不明確であり、農業政策の目標として不十分であること</li> </ol> <p>等の問題も指摘されている。</p> <p>このため、食料自給率を引き続き国民的な取組の指針とするためにも、補完的に、農業生産の構成要素である農地・人・技術の要因変化によって農業生産がどのように変化するかを示す指標を開発する方向で検討を進める。</p> <p>なお、具体的な指標の開発に当たっては、米の生産調整や農業所得の実情に関する基本方向とも整合性を保ちつつ、学識経験者の技術的な意見も聴きながら本年秋までに案を示すこととする。</p> <p style="text-align: right;">(資料2-2 22頁参照)</p> <p>国内生産力を向上させるため、農業技術面からは、農地の周年有効活用技術を確立し、食料自給力を強化するため、パン・中華めん用の高品質小麦の開発や、生産コストを5割程度削減する超低コスト作物生産技術の開発等に取り組み、水田の潜在能力(底力)の最大限の発揮を目指す。</p> <p>穀物等の国際価格が2006年秋頃から上昇基調で推移した背景には、不作等の短期的な面もあるが、途上国の経済発展による食料需要の増大等の構</p>

造的な要因があると考えられる。昨年7月のG8洞爺湖サミットや本年4月のG8農業大臣会合においても世界の食料生産の促進の必要性が認識されており、このことは、我が国の食料安全保障を高めていく観点からも課題である。

このため、農林水産省においては、「新たな食料情勢に応じた国際的枠組み検討会」を行い、本年2月、世界及び我が国の食料の安定供給の確保を図っていく上で、我が国からの海外民間投資の促進を図っていくことが必要であるとの整理を行った。

これを踏まえ、本年4月、関係省庁・機関から成る「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」を設置し、海外からの食料調達の安定化のための海外民間投資を関係機関一体となって支援するための検討を進めている。

同会議においては、本年夏を目途に海外農業投資を促進するための戦略を取りまとめ、海外投資を戦略的に促進する農産物及び地域について、海外投資を支援するための方策を定めることとしており、

- ① ODAと日本企業との連携
  - ② 公的金融等公的支援の活用
  - ③ 農業投資先として有望な国との投資協定の活用
  - ④ 農業投資関連情報の収集・提供体制の整備
- 等について検討を進める。

(資料2-2 23頁参照)

### (3) 総合的な肥料確保戦略

「海外原料の安定確保」と「国内資源の有効活用」を柱として肥料確保の取組を推進する。

海外原料の安定確保については、輸入商社や経済産業省等の関係省庁等との連携により、中長期的な世界の原料需給動向を調査・分析の上、有効な対応方針を策定することとして、7月中に戦略会議の立上げを予定している。また、この会議の中で、我が国の肥料供給におけるクリティカルポイントを明らかにし、効率的なリスク管理体制の構築に向けた検討を行う。

国内資源の有効活用については、りん酸を含む下水汚泥やりん酸・加里

	<p>を豊富に含む家畜ふん尿をはじめとする未利用・低利用資源の活用を促進する。</p> <p>さらに省資源の面からの肥料確保の取組として、「施肥量の抑制」について一層の取組強化を図ることが必要である。このため、効果的な施肥コスト低減対策のあり方の明確化に向けて有識者による検討会を実施しており、近く中間とりまとめを行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">(資料2-2 24～25頁参照)</p>
<p>7 農山漁村対策</p> <p>(1) 農山漁村対策の政策上の位置付け</p> <p>兼業機会が減少する中、現場で効果が実感される対策に再構築</p>	<p>「産業政策としての農政」と同様に、「地域政策としての農政」は重要なテーマであり、農業及び農山漁村を国民全体で支える視点が重要である。</p> <p>そこで、農山漁村活力の再生へ向けた3つのキーワードとして、「地域コミュニティの維持」、「所得機会・就業機会の確保」、「環境保全」を掲げた上で不足項目を検証し、農山漁村対策を現場で効果が実感される対策に再構築する。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「地域コミュニティの維持」として、衣食住・生活インフラ等の確保、伝統文化の保全、ITインフラの整備等</li> <li>② 「所得機会・就業機会の確保」として、農業の活性化、農商工連携、高付加価値化・ブランド化、産業誘致、新産業創造、都市と農山漁村の共生・対流等</li> <li>③ 「環境保全」として、国土、生態系、景観などの保全、地球温暖化防止への貢献等</li> </ol> <p>を総合的に推進することとし、関係省庁の関連施策を含めて、農山漁村活性化施策の全体像を明確化するためのビジョンを策定する。</p> <p>その際、「定住自立圏構想」と「地域マネジメント法人」(後述)を密接に連携させ、これを支える土台とする。</p> <p>「中山間地域等直接支払制度」、「農地・水・環境保全向上対策」、「耕作放棄地再生利用緊急対策」等の従来の直接的な支援は、農業や農業資源な</p>

どの農業生産活動に着目し、生産条件の格差是正や農業資源の適切な保全管理に着目して支援を行うものである。また、地域の多くの農業者等を対象とし、地域の創意工夫を引き出す仕組みとしていることから、地域の高い評価を受けている。

しかしながら、農山漁村が直面している状況は、高齢化や所得・兼業機会の減少を背景とした集落崩壊の危機など農業を超えるものであるため、支援対象があくまで農業や農業資源にとどまる従来の直接的支援では必ずしも十分な政策効果が期待できないことが懸念される。

このため、従来の「中山間地域等直接支払制度」等の「良さ」を生かしつつ、これらの対策で十分対応できていないところを補う新たな支援として、地域社会活動への支援や農山漁村が本来有する自然環境の保全などさまざまな機能の向上を図る活動への支援について検討を進める。

(資料2-2 26頁参照)

(2) 農山漁村の活性化のための施策の検証  
過疎化、高齢化の中で、世代間の役割分担及び  
地域のマネジメント体制のあり方の検討

農山漁村は人口減少や高齢化の進展、経済不況による兼業機会の減少により、地域資源の共同管理、生産活動などを担ってきた集落機能が低下しつつあり、農山漁村の集落が長期的にその活力を維持していくためには、地域自らの創意と責任をもって将来にわたり地域社会を維持していく仕組みが必要である。

そこで、新たなサービス提供や地域資源活用ビジネスを実施（地域資源を活用し、農林漁業、地産地消、農産加工・直売、観光、介護支援など将来にわたり地域社会を維持していく事業等を展開）する「地域マネジメント法人」を、農業集落において、農業生産法人、集落営農組織、農地・水・環境保全向上対策の活動組織等を母体として設立し、その育成を図っていくことが重要である。

地域マネジメント法人は、集落機能の低下した地域のマネジメント力の維持向上や環境保全活動等を行う主体となるため、新たな住民サービス提供、地域資源活用ビジネス、里地里山等での環境保全等の取組を行う地域マネジメント法人に対する支援の検討を進める。

これらの取組を構築するに当たっては、総務省をはじめ、関係府省と連

<p>(3) 中山間地域等直接支払いなどの意義と今後のあり方</p> <p>① 中山間地域等直接支払いの効果や実施状況の検証</p> <p>② 山あいの農地面積の狭小な地域における施策の検証を行い、有効な対策のあり方を検討</p>	<p>携した上で行う。</p> <p>中山間地域等直接支払制度については、中山間地域における農用地の保全に着目した生産条件の不利補正策として大きな成果を挙げているが、中山間地域では平場に比べ高齢化の進行が著しく、今後ともその進行が不可避である。このような中で、このまま何らの対策も講じなければ、将来において農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことが懸念される。</p> <p>このため、本制度の今後のあり方については、高齢化の進行等の課題についての中山間地域等総合対策検討会における実施状況の検証等を踏まえ、検討を進める。</p> <p>農地・水・環境保全向上対策については、活動地域における地域資源の適切な保全やコミュニティ活動の活性化などの効果を検証しつつ、農村地域マネジメントの今後の展開を踏まえ、平成24年度からの次期対策について検討を進める。</p> <p>新たな住民サービス提供、地域資源活用ビジネス、里地里山等での環境保全等の取組を行う地域マネジメント法人に対する支援の検討を進める。</p>
<p>8 連携軸の強化</p> <p>(1) 連携軸強化の必要性</p> <p>(2) 施策のあり方</p> <p>農商工連携といった経済的な連携のほか、教育面などの社会的観点からの連携など、それぞれの連携の強化等を検討。連携を推進する施策について幅広い関係者の参加を得て実施</p>	<p>農業・農村は、国民共通の資産であり、他分野の多様な主体が農業・農村の発展に資するよう連携を強化していく必要がある。</p> <p>今後、食品産業や農業などの供給側が、エンドユーザーである消費者や国民のニーズ・期待に応え、食の安全性や品質の確保、環境問題といった今日的課題に対応していくためには、事業者が個々に対応するのではなく、フードチェーン全体で情報を共有しながら相互に連携し、協働して取り組む必要がある。また、従来、農林水産業者と食品事業者に限られていた連</p>

	<p>携の枠を幅広い事業者等の参加が得られるものに見直すことが必要である。</p> <p>このため、フードチェーンを構成する業種間の連携、さらには他産業分野との連携といった新たな産業連携の構築に向け、支援の対象について、①連携事業の実施主体の限定を外し、連携する事業者等を広く対象とする、②事前に設定した事業内容を超えるイノベーション的な内容も対象とするなどの見直しを行い、新たな技術や他産業の有するノウハウを核に、食品産業や農業分野に変革やイノベーション、新たな価値を創出するような取組みを重点的に支援できるよう、予算の仕組みや支援体制を再構築する。</p> <p>また、農商工連携を一層推進するため、多様な先進的な取組の創出、本格的な事業化の推進に向けた支援を行う。具体的には、専門的なアドバイスをするコーディネーターの活動強化や、食品製造業と農林水産業との連携だけでなく、観光業やIT産業等の多くの経済主体を巻き込んだ地域ぐるみのモデル的なプロジェクトを推進するために必要な支援の検討を進める。</p>
<p>9 新しい分野への挑戦</p> <p>(1) 農業・農村の潜在力を活かした新たな分野のあり方</p> <p>(2) 重点プロジェクトの推進</p> <p>① 耕作放棄地解消プロジェクト</p> <p>② 緑と水の環境技術革命</p> <p>ア バイオマス新産業創出プロジェクト</p> <p>イ アグリ・ヘルス産業開拓プロジェクト</p> <p>ウ 未利用エネルギー活用プロジェクト</p>	<p>農業・農村は、豊富な未利用バイオマスや太陽光、水力、風力等の自然エネルギーなどの国民生活に新たな恩恵を与えうる各種資源が豊富に存在している。</p> <p>(3 農地問題で記述)</p> <p>1 新たな食料資源産業の総合的戦略の策定</p> <p>豊富な未利用バイオマスや太陽光、水力、風力等の自然エネルギーなど、農業・農山漁村に賦存する各種資源を活用した食料資源産業において、素材・エネルギー・医薬品などの新産業を創出するための総合的戦略となる基本方針を策定する。</p> <p>併せて、素材産業やエネルギー産業、医薬品産業等農業以外の産業や、先端的な研究を行っている研究機関、金融機関、関係府省などを構成員</p>

### ③農山漁村IT活用総合化プロジェクト

とする協議会を設置し、新産業創出に向けた取組を強力に支援する。

#### 2 新たな食料資源産業創出に向けた支援体制の整備

農業・農山漁村を基盤とした新産業を今後5年から10年で創出し、農業の活力を取り戻すため、新たな支援体制の構築に向け検討を進める。

#### 3 民間企業の参入リスクの軽減

農業・農山漁村の有する未利用資源を活用した新産業創出に取り組む民間企業の参入リスクを軽減するため、関係府省とも連携し、新たな資金の確保や、今後5年から10年で産業化が図られるよう、必要経費の支援について検討を進める。

その際、農業・農山漁村の潜在力を活用して6兆円規模の新産業を創出することに鑑み、必要な資金規模について検討を進める。

(資料2-2 27頁参照)

農業・農村の現状は厳しい状況にあるが、データの活用による管理分析農業や人工衛星活用による栽培管理、他産業との連携など新しいスタイルでの農業の取り組みが見られる。こうした農業では、世界最高の情報通信基盤・技術（IT）が活用されており、今後、その普及が期待される。

このため、関係省庁と連携して、農林水産業をはじめ農山漁村でのあらゆる分野でITの活用に取り組む地域を支援し、「省力」「売上」「便利」「元気」「安心」の効果を発現させて地域の活性化を図る。

関係省庁が取り組む内容及びスケジュールは以下のとおり。

#### 1 取組内容

##### (1) 推進基本方針の策定

農山漁村におけるIT活用を総合的に推進するため、関係省庁と連携して、アクションプランとしての推進基本方針を策定する。

##### (2) 地域の取組に対する支援措置及び支援体制の整備

ITの活用を地域の取組として総合的に推進するための情報通信基盤等に関する支援措置及び支援体制を関係省庁と連携して整備する。

④食品産業グリーンプロジェクト

- ① 農山漁村 I T活用総合化プロジェクト推進連絡会議（仮称）の開催
- ② 地域説明会を開催し各地域で I T総合活用を検討する場（地域協議会）を設置
- ③ 地域協議会が描く総合活用プランへの支援
  - ア 取組事業に対する支援
  - イ 説明会等を通じた協議会に対する指導・助言

2 スケジュール

現在、総務省をはじめ、関係省庁で構成される「農山漁村 I T活用総合化プロジェクト推進連絡会議（仮称）」の設立準備を進めており、第 1 回協議会を 7 月に開催する予定である。

また、農山漁村の現場で I T活用による地域の活性化が広まり深まるよう、今秋以降関係省庁と連携して各地域で説明会を順次実施する。

（資料 2 - 2 28 頁参照）

①業種別食品廃棄物の発生抑制方策の検討やフードバンク活動の促進等食品関連事業者による食品ロス削減に向けた取組を進めるための環境整備の検討及び②食品リサイクル・ループの構築に向けた食品関連事業者、再生利用事業者、農業者等関係者による取組の支援、地域の実情に応じた資源循環モデルの検討等効率的な食品リサイクルを進めるための方策の検討を進める。